

第3回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 星野雅彦は、令和5年8月25日、午後1時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第3回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	入江泰三	2	仲江川 昇	3	岡田稔男
4	蓼沼克夫	5	今泉文子	6	森山正和
7	桐生さとみ	8	亀田幸雄	9	星野雅彦
10	岡村奏一	11	岩下 健	12	本島一喜
13	田島哲夫	14	齋藤 幹	15	清水 茂

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

春山和美、松崎茂夫、杉江豊子、長竹武男、川田 博、岩本仙太郎、田名網 修、増田隆夫、関口孝雄、江原正司、伊藤恵一、須永和俊、吉岡春枝、岡田哲也、長谷川恭正、山根常夫、鶴田哲也、河内正夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 齋藤秀樹、主任 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は14名でございます。</p> <p>なお、4番 蓼沼委員については遅参の予定でございます。</p> <p>推進委員の出席は18名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	--

議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る市長からの協議について

議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第3回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午後1時04分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

2番 仲江川委員、14番 齋藤委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 説明に入ります前に、資料の訂正をお願いいたします。

議案書13ページを御開きください。

一番右側備考欄の参照ページが抜けておりましたので、上から、68ページ、69ページ、70ページ、71ページとなります。追記をお願いいたします。

大変失礼いたしました。

それでは日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお開き下さい。

本件は、市街化区域内にある農地を、農地以外に転用するため、農業委員会あてに届出がなされたものにつきまして、報告するものです。

本日ご報告するものは、令和5年7月11日から、8月10日までの1カ月の間に届出があったものでございます。

それでは届出の概要について説明いたします。1ページの総括表をご覧ください。

はじめに、農地法第4条です。第4条は、農地の所有者自らが転用する場合の手続きでございますが、今月の届出受理は、件数が6件、筆数が11筆、面積が1,645.07㎡です。

続いて、農地法第5条です。第5条は、農地の所有者以外の者が農地を取得、または借り受けるなどして転用する場合の手続きでございます。今月の届出受理は、件数が16件、筆数が30筆、面積が7,696.02㎡です。

合計いたしまして、件数が22件、筆数が41筆、面積が9,341.09㎡です。

詳細につきましては、第4条届出を2ページ及び3ページに、第5条届出を4ページから8ページまでに掲載しております。個別の内容については、説明を省略させていただきます。お目通しいただき、ご不明なところ、疑問点、ご質問等ありましたらご発言いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主任 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

8月の5条許可申請件数は10件で、駐車場が2件、一般住宅が3件、太陽光発電設備が5件となっております。議案書9ページから15ページの一覧表及び議案書後半の個別の調査書を見ながらご説明いたします

9ページをお開きください。

1番、申請地は迫間町及び大久保町地内の田49筆、計104,334.00㎡、畑6筆 3,947.20㎡、計55筆 108,281.20㎡となっております。転用の用途は臨時駐車場で、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は賃貸借、農地区分は、農振農用地に区分されます。

議案書の59ページをお開きください。調査書となっております、許可にあつての判断項目を載せておりますが、各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書の9ページにお戻りください。1番の備考の欄をご覧ください。

本案件は、令和8年5月31日までの一時転用となっております、農振農用地にあたりますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない場合に、許可することができます。

なお、本日の総会で意見を頂戴した後、28日の栃木県農業会議主催の、県常設審議委員会にてご意見をうかがう予定です。

続きまして13ページをお開きください。

2番、月谷町地内の田、737㎡となっています。転用の用途は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル111枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は賃貸借、農地区分は第2種農地となっています。議案書の68ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書の13ページにお戻りいただき、2番の備考欄をご覧ください。

都市計画法の開発許可を要さない案件となっており、本市の再生可能エネルギー条例の確認が済んでいることを確認しています。

続きまして、申請番号3をご覧ください。

3番、申請地は名草上町地内の田、608㎡となっています。転用の用途は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル140枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりとなっております。

契約内容は所有権移転売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の69ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書13ページの備考欄をご確認ください。各基準は先ほど2番と同様になっています。

続きまして4番をご覧ください。

4番、申請地は奥戸町地内の畑、722㎡となっています。転用の用途は太陽光発電設備用地、太陽光発電パネル126枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。契約内容は賃貸借、農地区分は第2種農地です。

議案書の70ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書13ページにお戻りください。各基準は先ほど3番と同様になっています。

続きまして、5番をご覧ください。

5番、申請地は奥戸町地内の畑、580㎡となっています。転用の用途は太陽光発電設備用地、太陽光発電パネル111枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。契約内容は賃貸借、農地区分は第2種農地です。

議案書の71ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書13ページの備考欄をご覧ください。各基準は先ほど4番と同様になっています。

続きまして、14ページをお開きください。

主任

6番、申請地は堀込町地内の田、499㎡となっています。転用の用途は、一般住宅1棟を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の72ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書14ページにお戻りください。6番の備考欄をご覧ください。本案件は都市計画法の開発許可を要する案件となっており、都市計画法第34条第11号 基準を満たす道路に接する住宅の規定により許可見込みであることを確認しています。

続きまして、7番をご覧ください。

7番、申請地は堀込町地内の田、410㎡となっています。転用の用途は駐車場を設置するもので、申請事由は記載のとおりです。契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

議案書の73ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

14ページにお戻りください。7番の備考欄をご覧ください。本案件は、建築物がないため、都市計画法の開発許可を要さない案件となっており、いくつかの候補地から本申請地を選定し、他に代替する土地がないことから、許可相当と判断しています。

続きまして、8番をご覧ください。

8番、申請地は堀込町地内の畑、487㎡となっています。転用の用途は、一般住宅1棟を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の74ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書14ページ8番の備考欄をご覧ください。各基準は先ほどの6番と同様になっています。

続きまして、15ページをご覧ください。

9番、申請地は島田町地内の田、355㎡となっています。転用の用途は、一般住宅1棟を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。議案書の75ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しております。

モニターをご覧ください。現地の様子をご覧のとおりです。

議案書14ページ9番の備考欄をご覧ください。各基準は先ほど8番と同様になっています。

主任

続きまして、議案書15ページの10番をご覧ください。

10番、申請地は小曾根町地内の畑、2筆、計1,560㎡となっています。

転用の用途は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル182枚を設置しようとするもので、申請事由は記載のとおりです。契約内容は賃貸借、農地区分は第2種農地です。議案書の76ページをお開きください。

調査書の各項目とも適正なものと判断しています。

モニターをご覧ください。現地の様子はご覧のとおりです。

議案書15ページの備考欄をご覧ください。各基準は13ページの5番と同様になっています。

以上、5条許可の審議案件、合計10件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 清水委員

15番

15番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の60ページをご覧ください。

調査年月日は令和5年8月17日、調査班は、本島運営委員長を班長に、入江委員、星野会長、桐生職務代理人、私の5名で、調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請について、申請地の現地確認と申請人出席の下、調査聞き取りを行いました。

本件は、申請人が管理を受託する花のテーマパークにおいて、繁忙期に駐車場が不足することから、一時転用により申請地を借り受け、臨時駐車場用地として利用したいというものです。

今回は、最寄り駅の利用者数増加や常設駐車場の開設等の状況により、3年前の前の申請と比べ、申請地の面積を約4,000㎡減少させているとのことです。

転用にかかる費用は、3年分を、すべて自己資金で賄います。

また、駐車場として利用する際に一度整地を行いますが、利用期間の終了後は、申請人がすべての借受地の耕起を一度行い、その後状況に応じて土地所有者が再度耕起を行うことで、農地に復元することです。

結論として、申請地は、迫間町及び大久保町にまたがる農振農用地であり、申請者の実情から一時転用の必要性が認められ、転用期間終了後は、農地に復元することが确实と認められることから、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ありましたらお願いいたします。

推進委員 特段ございません。

議長 本件について、意見を求めます。

3番 岡田委員。

3番 3番 岡田です。

一時転用なので、今までも農地に復元していたということで理解してよろしいですか。

主任 毎回農地に復元をしていただいて、再度の申請をしていただいている状況でございます。

3年間の期間になりますが、稲作の時期につきましては農地に戻して、再度整地をしてイルミネーションに備えるということでございます。

議長 よろしいですか。

3番 はい。

議長 それでは、本件は許可相当とし、栃木県農業会議常設審議委員会の意見を聞くこととすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から10番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

7番 桐生委員。

7番 7番 桐生です。

6番、7番について確認です。6番についてはご自宅を建てるということですが、7番に関してはダンプカーの駐車場が市内に点在しており、集約することなのですが、410㎡の中に何台のダンプカーを駐車する予定なのでしょうか。

主任 今回5台駐車するというところでございます。

7番 スペースは問題ないということですね。近隣の出入りや道路状況等も問題ないということですか。

主任 土地利用計画図も頂戴してございますが、問題ないということです。

議長 他にございますか。

2番 仲江川委員。

2番 2番 仲江川です。

備考欄に足利市再生エネルギー条例と記載がありますが、こちらについて教えていただけますか。

局長 名称にあるとおり、太陽光発電など、再生エネルギーの状況の把握と技術指導などが目的となっております。

今回の対象議案にあつては、面積が1000㎡以下の太陽光設置については再生エネルギー条例に伴って、届出ということになっております。

一方で、足利市土砂警戒区域やそのような場所に設置する場合には、都市計画上の技術的な基準で審査が入りまして、特別な審査会で設置内容について問題がないかどうかの審査を経て、私共の農地転用にあってもこの条例に付すという前提があつての転用申請になってまいります。条例自体は平成29年4月1日に施行されております。

なお、農業委員会からも再生可能エネルギー審査会に1名の委員を選出しまして、審査会案件があつた場合においては出席をしていただき、審議をしていただいております。以上です。

2番
局長

では、1000㎡以下だと条例で審議しないでよろしいということですか。1000㎡以下であれば届出ということだけでございます。

失礼いたしました、1000㎡以上が届出で、それ以下の場合には届出等なしということ、適用除外ということになっております。訂正いたします。

議長

よろしいですか。

2番

はい。

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、2番から10番まではそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の16ページをお開きください。

議案第2号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

今回、農地台帳に登載があるものの、再生することが困難である、山林化してしまったという農地に関して、農地に該当するか否かの判断を行い、議決をいただくものです。

今回の対象地は名草上町地内の12筆、面積は4,398㎡です。令和5年7月4日に、事務局が荒廃農地として把握しております。現況は周囲の山林と一体化した状況であり、8月17日に、調査班による現地確認調査を行いました。

事務局では7月4日に把握して、実際の調査が8月17日ということで日数が開いておりますが、これは土地所有者が地目変更を伴うこととなりますので、法務局との調整に時間がかかりまして、把握から調査までの時間が空いてしまったという状況です。

農地の状況につきましては、議案書の77ページ以降をご覧ください。ページ左側に位置図、77ページ右側から79ページまで公図の写しを載せております。

モニターをご覧いただきたいと思いますが、ご覧いただいておりますのが12筆の内の一部です。山林の一部であることがご確認いただけると思います。

議長 議案の説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。
本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1 番 1 番 入江委員。
1 番 1 番 入江です。
実情調査の結果を報告いたします。
調査年月日及び調査班は、5 条許可申請と同じであります。
調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。
今回非農地の判断を行うにあたり、名草上町内 1 2 筆の現地調査を行いましたところ、対象地は集落に近い山の裾野にあり、雑木が繁茂していることを確認しました。周囲が山林に囲まれている状況からみて、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。
結論として、調査班は非農地として判断いたしました。
以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 ありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第 2 号はそのように決定いたしました。
続いて議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査 議案書の 1 7 ページをお開きください。
議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。
1 8 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。表の 1 行目、貸借権設定について、件数が 7 件、面積が 1 7, 7 8 0 m²です。
詳細につきましては、1 9 ページから 2 0 ページまでに掲載しております。
審議の後、承認をいただきましたら、8 月 3 1 日付けで公告の手続きを行う予定です。よろしくお願いたします。

議長 本件は先に 1 番を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、1 5 番 清水委員の退席を求めます。
【午後 1 時 3 7 分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した清水委員の出席を求めます。

【午後1時38分 出席】

議長 続いて、2番から7番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、2番から7番まではそのように決定いたしました。

ここで、次の議案説明のため農政課職員の出席を求めます。

【午後1時39分 出席】

議長 続いて、議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る市長からの協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

農政課 農政課の山根と申します。

本日は、本市で策定している「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の見直しにあたり、農業委員会のみなさまのご意見をいただきたく説明にお伺いさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（案）についてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

まず22ページをご覧下さい、本日みなさまには22ページから41ページまでの、改正案の全文と、42ページから52ページまでの新旧対照表の2つを用意させていただきました。

A3の新旧対照表は、右側が改正前（旧）、左側が見直し案（新）という形で記載しています。両方を見ながらというのは大変なので、説明につきましては、A3の新旧対照表に沿って説明させていただきたいと思っております。

この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づいて市が定めるものですが、本市では前回令和3年度に定めています。その基盤法に則して県が「農業経営基盤の促進に関する基本方針」というものを制定し、この基本方針に則して市が基本構想を制定するという構造になっています。

今年の6月に県が基本方針を見直したことに伴いまして、本市でも基本構想を見直すこととなり、見直しにあたっては農協と農業委員会に意見を聴取することとなっておりますので、今回農業委員会のみなさまに意見照会をさせていただくこととなりました。

そもそもこの基本構想とは、効率的かつ安定的な農業経営の育成をはかる

ために、経営体の指標や農用地の集積の目標などを定めるものです。

本市における農業振興のための計画は2つあり、農振農用地いわゆる青地として優良農地を確保するための計画である、「農業振興地域整備計画」がハード面での振興計画であり、この「基本構想」は経営体としてあるべき姿等をまとめたもので、ソフト面での振興策となります。

具体的に基本構想の中で定められている内容は、認定農業者・認定新規就農者として認定する場合の指標や、農業委員及び農地利用最適化推進委員のみなさまに推進いただいている農地の集積目標、基盤法による利用権設定について等を定めています。

今回の変更につきまして、大きな点は、地域計画の策定を見込んだ法令等の改正による変更が主なものとなります。それでは、ご説明申し上げます。

42ページ左側、上の方の下線が引かれている部分をご覧ください。

第1の2 具体的な経営の指標の文章後段のまた、以降です。下線が引いてあると思いますが、右側の旧の方を見ると、「また、実質化された人・農地プランに基づき担い手への農用地の集積・集約化～～」となりますが、左の新しい案では、「また、地域計画策定前にあたっては、実質化された人・農地プランの内容に基づき～～」という事で、集積・集約は地域計画に基づいて進めますよ、策定前の場合は今までの人・農地プランによるとの地域計画についての文言の追加になります。

認定農業者の目標とする、年間労働時間2000時間以内、年間農業所得580万円以上の指標については県の指標にも変更はないため、そのままとさせていただきます。

続いて中段、3の(6)については、右側の旧の所に下線で記載してある担い手の確保が難しい地区との記載がありましたが、この後の、第4の所で出てくる集積の目標のところと同様の記載をしましたので、ここでは削除としました。

次に43ページをご覧ください。(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組のという所の中に下線部分、農業経営・就農支援センターの機能を担う、公益財団法人栃木県農業振興公社と連携を図るほか、との文章を追加しました。これは県の基本方針の変更に従って文言を追加したものととなります。農業経営・就農支援センターは今回の法改正により各県に設置するよう定められたものです。

以下、43ページの下段から49ページの真ん中あたりまでは本市における主な営農類型の指標となり、変更を行った部分はすべて県の基本指針中の営農類型の記載部分の変更と同様に標記をそろえたもののため、ここでは説明を省略させていただきます。

続いて49ページの下段の第4の1効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標というところでは、「また農用地の利用集積にあたっては～～」以降の文章について、こちらも地

域計画の策定を見込んでの追加となります。また、先ほどの42ページの右側の中段に記載のあった担い手の確保が難しい地域の記載について削除したものが、この文章の後段のなお書き以降に移動したものです。

続いて50ページ上の方、2の(2)今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョンの文章のあとに記載のある具体的施策の記載も右側の今までと見比べていただき、既存の事業に加えて、地域計画の策定が加わったものとなります。

その後の第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項も①に地域計画推進事業が追加され、以降今までの事業があとに続く形に変更しました。

続いて50ページ下段、1の地域計画推進事業に関する事項は、先ほどの①の地域計画推進事業について、地域計画の協議をおこなうにあたっては繁忙期を考慮し、ホームページなどで広く周知する、様々な関係者が参加するよう努める、策定にあたっては関係機関と連携して適切な進捗管理する、などの具体的な事項を定めたものであり、5つの項目について、51ページの上段まで新たに追加をしたものです。

以降の、2、3、4、5、6については1の地域計画推進事業に関する事項が新規追加された事による項ずれとなります。また、6の(2)のア農業者に関する情報との共有と一貫した指導支援の文の中にある就農相談カルテはネットワーク会議において、新規就農者だけの情報共有に限らず、様々な方からの就農相談を情報共有するという事で新規就農者支援カードから名称を変えたものです。

イの就農初期段階の地域全体でのサポートの文中における記載の変更は、地域計画の追加によるものです。ウの記載はアと同様就農相談カルテへの名称変更です。

続いて52ページをご覧ください。エの記載においても人・農地プランから地域計画への移行を見込んだ表記の追加となります。

続いて(3)関係機関等の役割分担の文中に追加で記載のある農業経営・就農支援センターは前の43ページ上段の記載と同じく、法改正により県が設置した機関で、栃木県では公益財団法人栃木県農業振興公社がその機能を担うこととなっています。

7は先ほどの51ページ中段に記載のあった2、3、4、5、6とあった項ずれの最後7になります。(1)の文章も項目が1つ加わったので1～7と表記が変わったのみで内容に変更はありません。カの表記については、県の基本方針の変更に伴う担い手の育成に関する文章の追加となります。

最後の(2)の②農業委員会等の協力の文章中にある農業経営・就農支援センターの追加も先の説明と同様、今回の法改正に伴う新機関の追加記載となります。

以上が今回の改正の内容の説明となります。ご意見をいただきたく、よろしくお願ひいたします。

また、今回の地域計画の策定は、令和7年3月末までにと、期限を決められて、短い期間で策定するように国からいわれております。限られた期間で円滑に協議を進めて計画を完成させるには、地域農業者の代表であります皆様のご理解・ご協力が必要となります。

今後、皆様には様々なご協力を仰ぐことになると思いますので、その際には、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

3番 岡田委員。

3番 岡田です。

49ページの左側で下線が引かれていますが、農業委員会にとって重要な部分だと思います。先ほどの説明で、この部分というのは42ページの右側にあったものを49ページの左側に載せたということですね。

42ページの削除した部分を見ると、今まで「とちぎ広域営農システム」というのがあって、これを削除して、49ページにあるように持続的に支える仕組みづくりを進めるという文言になっていますが、既存のシステムをやめて、新しい仕組みづくりを進めるという理解でよろしいですか。

農政課 とちぎ広域営農システム自体は、県の方で進めていますので存続はしておりますが、まだ市内全域に広がっているというまでの認識にはなっていないものですので、具体的といいますか、表現としてとちぎ広域システムとして包含されるというような認識いただけたらよろしいかと思っております。

3番 実際に矢場川地区で広域システムの話し合いを何回も実施していますが、このシステムはまだ生きていて、なおかつ新しい方法で取組みますということよろしいですか。

局長 まず、ただいま4番 蓼沼委員が出席となりましたので報告させていただきます。

【午後1時57分 出席】

局長 先ほどの岡田委員からの質問の件ですが、広域営農の主たるところは、地域にあって担い手の方々が少なくなってきた場合に、地域の外から広域的に営農者を招き入れて、地域の営農を存続していきましようというのが目的であります。

今回その部分を削除して、49ページの方に文言として加えたというような説明がありましたけれども、地域外からの担い手を呼び込み、多様な経営体の参画により地域農業を持続的に支える仕組みづくりを進めるものとするがあります。構想自体はそういったものになりますが、県の広域営農システムというのは、地域計画策定の間は少なくとも継続して進めていくということでもあります。以上です。

3番 分かりました。地域計画が策定されたら新しいものに移るということですね。

局長 並行でいくのか、地域計画1本でいくのかについては、県の動向を注視したいと思います。

議長 よろしいですか。
ほかにありますか。

議長 地域計画を市で策定して、その中で我々が目標地図を作成しなさいという国の方針なので、文言を削ったり付け足したりしているのかと思いますけれども、地域計画につきましては全員協議会の後、勉強会を行っていきましようということになりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、本件は案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】
異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。
ここで農政課職員の退席となります。ありがとうございました。

議長 【午後2時01分 退席】

議長 続いて、議案第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

12番 本件は8月17日に開催した運営委員会におきまして、候補者選定のための評価を行いましたので、報告を求めます。
本島運営委員長。
12番 運営委員長の本島です。

議長 6月30日、足利市議会での農業委員・任命同意議決によって、三和地区の農地利用最適化推進委員が1名欠員を生じることから、以後、足利市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程に基づき、補充の募集を行ってまいりました。

議長 このたび、1名の応募がありましたので、運営委員会において、候補者選定のための評価を行いました。その結果について、ご報告いたします。

議長 候補者は、56歳の男性の方で、以前は会社勤めをされていましたが、退職し、現在は農業を営んでいます。三和地区において耕作を行っており、ナス、ブロッコリー、レタスなどの野菜を栽培しています。

議長 三和土地改良区からの推薦を受けており、推薦の理由は「中山間地域の農地、農業を守るため推薦する」とのことです。

議長 以上のとおり、農業団体からの推薦があり、年齢が若く、今後十分活躍されることが期待できます。

議長 運営委員会としては、農業委員会等に関する法律第17条に定める要件である、農地利用最適化の推進に関する熱意、識見ともに有していると認められ、農地利用最適化推進委員として適任であるとの結論に至りました。

議長 以上ご報告いたします。

議長 本件について質疑等ございましたら発言願います。

議長 【意見なし】

議長

それでは提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、提案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて 報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び非農地証明願の処理経過について、事務局の報告を求めます。

主幹

議案書の54ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

番号1番です。届出地は西新井町にあります田、面積は932㎡です。令和5年2月10日付けで第5条の届出が受理されたのちに、記載のとおり取消願が提出されました。取消の理由は、実測により面積が過大となったため、であります。願出に基づき、令和5年7月11日付けで届出受理の取消を行いました。

なお本件は、当該農地を分筆しまして必要部分のみの届出を、別途提出し、受理されております。転用が不要となった残りの部分については、所有権移転、農地転用とも行われていないことを、事務局が確認しております。

以上、ご報告いたします。

続いて、非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

申請番号1番です。申請地は板倉町にあります畑、面積は9.46㎡です。願出の理由は、昭和55年以前より、隣地所有者の倉庫敷地として使用されていたため、であります。

申請受付日は令和5年7月12日、処理日は7月18日です。現地確認は柏瀬委員と事務局で行っております。

続いて、申請番号2番です。申請地は葉鹿町にあります畑、2筆の合計面積は39㎡です。願出の理由は、1筆目については昭和61年以前より、2筆目は平成2年より、宅地として一体で利用していたためであります。申請受付日は令和5年7月18日、処理日は8月4日です。現地確認は入江委員と事務局で行っております。

今回の申請2件につきましては、非農地証明の交付基準のうち、人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易ではないと認められる場合、に該当するものでございます。非農地証明が交付された農地につきましては、農地法第4条または第5条の許可を受けることなく、地目を農地以外に変更することが可能になります。

以上、ご報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それではご了承願います。

なお、議案書中ほどに農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、7月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第3回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後2時10分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月25日

足利市農業委員会

2番委員

14番委員